

業界のタイムリーな情報をお手元に

# ビルメン FUKUOKA

6 Issue 366



2023年度(第29回)都市ビル環境の日  
第16回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『未来のおそうじ』  
赤迫 沙良紗さん

(志井小学校1年)の作品

編集・発行/公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



表紙の写真

**広川防災ダム** ダムシリーズ⑩/福岡県八女郡広川町水原

Photographer: たかちゃん

広川防災ダムは、福岡県が管理する洪水調節・灌漑用水を目的とするロックフィルダムです。広川町と久留米南部を流れる河川のダムであり、豪雨災害を防ぐため益々重要視されているダムでもあります。

# 2024

ビルメン FUKUOKA ①

# 令和6年度 定時社員総会開催



令和6年度定時社員総会が令和6年5月17日(金)午後3時30分から博多サンヒルズホテルにおいて、正会員108名(委任状提出者55名を含む)が出席して開催されました。

定刻になり、吉次総務副委員長から本日の出席者は定款第17条に定める定足数を満たし、適法に成立する旨の報告があり、昨年の総会以降に亡くなられた協会関係者の方々のご冥福を祈り黙祷を捧げ、渡辺副会長の開会の辞で総会は始まりました。

まず、倉重会長が本総会へご出席いただいたことへの謝意を述べ、業界の現状や難題について説明されました。また、業界全体で次世代の人材育成が必要不可欠であり、新たな創造力やマネジメント力、デジタル発信力の必要性について述べられました。次に、議長団に濱村健氏[(有)浜村商会：福岡地区)、川崎俊哉



▲倉重会長による挨拶

氏〔善光ビルメンテナンス(株)：北九州地区〕、重藤知司氏〔ニューゼネラル商事(株)：筑豊地区〕を選出し、審議の議案に入りました。審議事項は

- ①令和5年度事業報告の件
  - ②令和5年度計算書類承認の件
- の2議案が上程され、川崎議長のスムーズな議事進行により、全て慎重に審議され可決承認されました。

表彰式では、ご来賓に福岡県保健医療介護部 部長 田中克尚様、同じく保健医療介護部



▲議長団の方々



▲ご来賓の方々

食の安全総合調整監兼生活衛生課長 友枝哲宏様、福岡労働局労働基準部安全課 課長補佐 岡田悦徳様をお招きし、倉重会長の挨拶の後、福岡県知事 服部誠太郎様、福岡労働局長 小野寺 徳子様のご祝辞を頂戴しました。

続いて、福岡県建築物環境衛生功労者表彰として、田中部長より荒津恵次氏〔荒津恵次税理士事務所〕に知事表彰、江里口寛氏〔総合システム管理(株)〕に知事感謝状が手渡されました。また、田中剛氏〔(株)富士メンテサービス〕と平井晋也氏〔東福互光(株)〕に部長感謝状が授与されました。

また、倉重会長から建築物環境衛生事業功労者表彰として、古川拓夢氏〔福岡興業(株)〕の1名と建築物環境衛生事業優良従事者表彰として5社から選ばれた6名の方へ会長表彰状が贈呈され、受賞者を代表して井上謙一氏〔(株)朝日ビルメンテナンス〕が謝辞を述べ、藤副会長の閉会の辞で総会を滞りなく終えました。

引き続き懇親会に移り、先ず倉重会長の挨拶に続き、16名のご来賓の方々を代表し、福岡県保健医療介護部 部長 田中克尚様、福岡県議会議員 原口剣生様にご挨拶をいただきました。祝宴は賛助会近藤会長の乾杯の音頭で始まり、約110名の参加者は情報交換や業界の動向について熱く語り合い、懇親を深めました。中締めは(一社)福岡県警備業協会の折田会長により万歳三唱の音頭を取っていただき、盛会裡に終了いたしました。



▲知事表彰の荒津氏



▲知事感謝状の江里口氏



▲部長感謝状の田中氏(右)と平井氏(中央)



▲会長表彰の古川氏



▲優良従事者表彰の方々



▲懇親会の様子

2023年度 1級ビルクリーニング技能検定合格者数			
	受検者数	合格者数	合格率
全 国	2025名 <sup>※</sup>	781名	38.6%
九 州	159名 <sup>※</sup>	82名	51.6%
福岡県	68名 <sup>※</sup>	37名	54.4%
実技直前 講習会受講	22名	15名	68.2%
		実技一部合格 7名	—

※全国・九州・福岡県は受検申込者数を示す。

# 令和6年度65歳超雇用推進助成金のご案内

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はI～IIIの3つのコースがあります。

## I 65歳超継続雇用促進コース

**概要** 以下のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

- A. 65歳以上への定年引上げ
- B. 定年の定め廃止
- C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- D. 他社による継続雇用制度の導入

**支給額** 措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

### 【A. 65歳以上への定年の引上げ B. 定年の定め廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数(注)	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の 定め廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

### 【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数(注)	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

### 【D. 他社による継続雇用制度の導入】

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に必要な経費の1/2の額を助成します。

(注)60歳以上被保険者数とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者の数となります。また、A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。

## 主な支給要件

- (1) 制度を規定した際に経費を要した事業主であること
- (2) 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること

以上のほか、高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要です。

## 申請受付期間

A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して、4か月以内の各月月初から15日(15日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は翌開庁日)まで

- ※ 「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)支給申請書」に必要な書類を添えて、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部(高齢・障害者業務課(東京および大阪は高齢・障害者窓口サービス課。以下「都道府県支部」という))に支給申請してください。
- ※ 各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が見込まれる場合、また、各月の申請受付件数の動向から、各月の予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

## II 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

**概要** 高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。  
対象となる措置は以下の通りです。(実施期間：1年以内)

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ⑤ 専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度(胃がん検診等や生活習慣病予防検診)の導入等

**支給額** 上記の支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額を支給します。

中小企業	中小企業以外
60%	45%

※支給対象経費は、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、②上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

※支給対象経費は、初回に限り50万円とみなしますので支給額は30万円(中小企業以外は22.5万円)となります。2回目以降の申請は、①と②を合わせて50万円を上限とする経費の実費に助成率を乗じた額が支給額となります。

## III 高年齢者無期雇用転換コース

**概要** 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。(実施期間：2年～3年)

**支給額** 対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
30万円	23万円

※1支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。

### 注意事項(I・II・IIIコース共通)

- 各コースの所定の期間において、高年齢法雇用安定法第8条または第9条第1項の規定に違反していないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていない事業主であること等が必要です。
- 助成金の審査には支給申請書の受理から3か月程度の時間を要します。
- 助成金の申請に関して、機構が調査をしたり、報告を求めたりする場合があります。期限までに機構が求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名等を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。
- その他、助成金の支給要件や手続き等の詳細については、機構都道府県支部にご確認いただくか、機構ホームページをご参照ください。

(機構ホームページ) <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



# 構え！ビルメン防水隊(12)

地域防災ネットワーク部会長 金子 誠

## 集中豪雨による浸水災害に備えよう！～今、できることを～

これからの時期は、大雨や台風の多い季節です。水害への備えとして、ある程度の対策が取れるさまざまな商品があります。本格的なシーズンを前に、いま一度、会社の備えを確認してみたいはいかがでしょうか。

【商品の一例】



我が家の防波堤  
**みずからまもる君**

商品  
の  
特  
色

- 大雨などによる浸水を防ぎます。
- 漏水量は土のうの33分の1!
- 重さは1枚1.5kgで、持ち運びや設置も簡単!
- 使用後は重ねて収納可能!



\*商品に関するお問い合わせは、県協会事務局まで

### 大地震災害の記憶から(6)

## 東日本大震災の轍－その4 青年部有志の被災地訪問記

株式会社 三愛美装センター 木戸務名

### ■「津波てんでんこ」

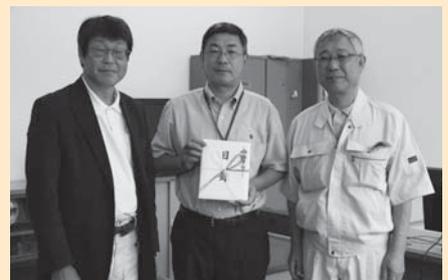
東北地方には「津波てんでんこ」という言い伝えがあります。とにかく、津波が来たらてんでんばらばらに逃げないと家族や地域が全滅してしまいますという教訓です。被災した方々の話を聞くと、これを実行するか否かで運命が変わってしまいます。自分一人でも良いから、とにかく逃げる事。釜石の若き経営者の話にある1階上に逃げただけで生死を分けたのは、正に「津波てんでんこ」なのです。

### ■再び釜石の地にて

その後、私たちは再度岩手をボランティアとして訪れることになりました。場所は、釜石市立鶴住居(うのすま)小中学校仮設校舎。岩手県協会の行うボランティア清掃に急遽参加させていただき、私たちはガラス・エアコンフィルター・トイレ・床洗浄ワックス塗布作業を行いました。まだ残暑厳しい中、汗を流し、復興の為に少しだけお手伝いをしました。

また、その日に当時福岡県協会会長であった金子会長、岩手県協会会長であった伊藤現東北地区本部長は釜石市へ清掃道具の寄付を行い、現地の新聞に掲載されたことも改めてお伝えします。私たちはそこで若き盲目の経営者と再会を果たします。彼は釜石港から少し離れた、標高の高い場所に新社屋を建設しました。専務として彼を支える奥様と、彼らを支えるスタッフたちによる復興の形を目にした私たちは大変感動しました。

最初の訪問から2年が経ち、町は片付き、新築は増え、陸前高田では土地のかさ上げのダンプがひっきりなしに通る光景に、力強く復興して行く現地の姿をこの目で確認できました。実は今春4月12日、現岩手県協会鈴木会長、私たちの訪問時の会長であった伊藤現地区本部長、山崎副会長、柴田専務理事一行が来福され、金子部会長他有志(私も)による懇親会に参加させていただきました。この視察とボランティアに参加したおかげで、当時の青年部同士での交流も始まり、かの地で行われた「全国サミットIN盛岡」にも参加させていただきました。また岩手青年部有志が来福したりと相互交流も生まれました。実は本年度、岩手青年部による業務視察との事での来福の打診もありました。遠く離れた岩手と福岡の震災から始まった交流。これからも大事にしたいと思います。



▲釜石市教育委員会より感謝状:地元新聞に報道紹介

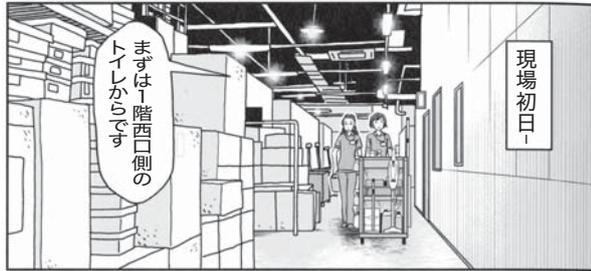
# 「ビル清掃の魔法」

幸福環を生み出すクリーンクルーのマジック



## ▶ テーマ/クリーンクルーデビュー

編著：(株)セイビ九州  
マンガ：松本康史



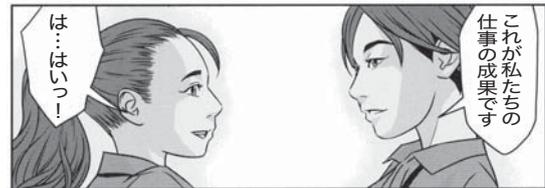
①



③



②



④

▶ 次回は「新人にありがちなミス①専門用語」を掲載します。

# 祝 旭日双光章受章



九州美装株式会社 顧問 古賀 修

令和6年春の叙勲の授章式が風薫る5月10日に行われ、当協会前会長の古賀修氏(九州美装(株)顧問)が旭日双光章受章の栄誉に浴されました。

当日、厚生労働省での伝達式に臨まれたあと、皇居に参内され陛下に拝謁の栄を受けられました。永年に亘る業界への貢献度が高く、建築物環境衛生事業に尽力された功績が特に顕著であると認められたもので、心からお喜び申し上げます。

## 青年部新入会員紹介



新生ビルメンテナンス株式会社

清掃事業部 係長 柳 彰人

■所在地  
久留米市宮ノ陣4丁目30-1  
TEL 0942-35-5552  
FAX 0942-37-0552  
入会年月 令和6年4月

## 会員に関する各種変更のお知らせ

### 新日産商事ビルサービス有限会社

■変更事項 住所・電話

■変更日 令和6年4月1日

【新】福岡市城南区七隈8丁目2-1-209  
092-873-5405

【旧】福岡市中央区天神2丁目3-10-313  
092-752-1454

### JR九州サービスサポート株式会社

■変更事項 協会担当者/メールアドレス

■変更日 令和6年4月1日

【新】常務取締役 ビル管理事業部担当 有隅 基樹  
mo162-arisumi@jrjsp.co.jp

【旧】取締役 ビル管理事業部長 甲斐 英次  
e-kai@jrjsp.co.jp

## 6月 行事予定

7	金	貯水槽清掃作業従事者研修 (久留米) 於: 久留米ビジネスプラザ
12	水	貯水槽清掃作業従事者研修 (北九州) 於: パークサイドビル
18	火	第68回福岡県BM協会ゴルフ会 於: 福岡カンツリー倶楽部 和白コース
26	水	貯水槽清掃作業従事者研修 (福岡) 於: 福岡県自治会館
27	木	13:30~ 第163回理事会 於: 県協会会議室
28	金	14:00~ 労働福祉委員会 於: 県協会会議室



毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。  
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。  
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

## 賛助会員に関する各種変更のお知らせ

### シーバイエス株式会社

■変更事項 組織変更

■変更日 令和6年4月1日

【新】シーバイエス株式会社 九州支店

【旧】シーバイエス株式会社 福岡営業所

## <令和5年度3月分> 労働災害発生状況

※( )内は前年同月の状況

Report



労働福祉委員会調査

### ■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3(4)	10(4)	3(1)		(1)	(1)	(3)	29(27)
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	
人	(1)	1(1)		5(5)	2(1)	(1)	5(4)	

### ■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人		1(2)	2(1)	1(3)	7(5)	4(1)	14(15)	29(27)

### ■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	10(11)	(1)	2(1)	4(3)	12(9)	1(1)	(1)	29(27)